

令和6年度 京都市立大原野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることをしっかりと認識し、児童の尊厳・人権を守るために、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に努めるために「学校いじめの防止等基本方針」を策定する。

(2) 基本理念

「学校いじめの防止等基本方針」は、全ての児童がいじめを受けることがなく、安心して生活を送り、様々な活動に取り組めるために策定した。また、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解させなければならない。いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関とも連絡をとりながらいじめ問題を解決していかなければならない。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成

管理職、養護教諭、教育相談主任、生徒指導主任、関係学級担任、学年代表（生徒指導委員会＋関係教員）、S S W、S C

※緊急対応の場合は、この限りではない。

(2) 役割

- ・各学年・学級の様子を共有する。
(いじめにつながる兆候はないか、友だち関係で気になるところはないか、学級集団はどのような状態か、などを共通理解する。)
- ・いじめの兆候が出てきた場合、またはいじめと認められる事案が見受けられる場合、委員会を開き、今後の対応を話し合う。

(3) 開催時期

月1回、および必要に応じて随時行う。

(4) 児童・保護者への周知方法等

- ・年度始期に朝会等で児童に周知
- ・学級懇談会で保護者に周知
- ・学校ホームページで「学校いじめの防止等基本方針」の公開

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備

- ・学習活動の基本となる姿勢（学びの約束やルール）を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
- ・楽しく気持ちよく学習を進めるために、名前に「さん」をつけて呼ぶことや、先生や友達に丁寧な言葉遣いをする、人に迷惑を掛けないことなどを指導する。
- ・学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動などの学習規律を守らせる。
- ・家庭環境にかかわらず、すべての子どもが自己の将来の生き方を見据え、「学校での学びと社会とのつながり」や「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。

イ 授業改善

- ・「生徒指導の実践上の4つの視点」を生かした授業づくり、集団づくりに取り組む。
- ・グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「学習課題（めあて・目標）」を提示し、その実現のために発達の段階に応じて設定した記録・要約・説明・論述・発表・討論等の言語活動を経て、「学習課題（めあて・目標）」に応じた「まとめ」と「振り返り」を行うことを徹底する。
- ・年間を見通して策定した教育課程や教育指導計画のもと、「目標に準拠した評価」や「指導と評価の一体化」のさらなる充実に努める。
- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・言語活動の充実に向けて、全教科領域において具体的な手立てを工夫し、「自ら学び、未来を創造する子」を育成する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- ・「生徒指導の実践上の4つの視点」を意識した道徳授業をめざし、児童の自尊感情や自己肯定感、自己有用感を高める。
- ・「特別の教科 道徳」（以下道徳科）の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返るようにさせる。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・参観授業を活用して、道徳科の授業を保護者、地域に公開する。
- ・つながりの日（人権の日）を策定し、人権について学級で考える機会を設ける。
- ・朝会等の全校集会で、教職員から人権に関わる話を児童に繰り返し伝える。
- ・校内の掲示板に人権に関わるポスターなどを提示し、視覚からも人権の大切さを伝えるようにする。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・清掃活動やボランティア的な活動等を通して、人の役に立つことのうれしさを味わわせ、人とのつながりを大切にしていける心育てる。
- ・公共の精神を養い、集団活動を行うのに必要な、生きて働く知恵や技能を身に付けるようにする。
- ・児童会活動や委員会活動で、人の役に立つ活動を自主的に進め、人の役に立つこと、喜んでもらうことのよさを実感し、人との関わり大切さを感じる。

オ 児童同士の絆づくり

- ・委員会活動や代表委員会を通じ、いじめをなくす取組を促し、自発的な活動が展開できるようにする。
- ・学級の「つながり目標（人権目標）」を設定し、その目標を全校集会で発表することで、全校で人権を大切にする意識を高める。
- ・異学年交流の活動（「つながりタイム」）を行い、互いに助け合って活動することの喜びを味わうようにする。高学年ではリーダーシップや思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。
- ・「自分も大事」「友だちも大事」を機会あるごとに意識づけていく。
- ・児童に様々な活躍の場を設定し、どの子も活躍できることで自己肯定感を高めるようにする。

（２）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

いじめを防止するため、児童の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置をとっていく。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・年間２回「いじめに関する記名式アンケート」（全学年）、「学校生活についてのアンケート」（１～３年）「クラス・生活についてのアンケート（クラスマネジメント）」（４～６年）を実施する。
- ・アンケート後、「先生と話そう月間」として担任と学級の全児童に個人面談を実施する。その他、学校評価「児童アンケート」で児童の生活習慣や考え方を把握する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー（ＳＣ）を中心にして、随時教育相談を行っていく。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケートから見える個の傾向と、全体の傾向を分析し、個人面談の内容を考慮しながら学級経営に生かしていく。担任だけでなく、学年部や学級に関わる教員と共通理解や連携を図り、組織的に見守っていく。
- ・毎週金曜日にはスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）が来校し、スクールカウンセラーともに関係機関との連携・相談活動を行っていく。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

(いじめ防止対策推進法第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(京都市いじめの防止等に関する条例第2条)

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。)をいう。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応

※最終ページに掲載

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・発達段階に合わせて情報モラルの授業を計画的に行う。
- ・ケータイ教室、非行防止教室の実施。
- ・ネットを通じて行われるいじめの実態を知り、その不合理さを感じさせる。
- ・PTAからも家庭教育学級などを通じ保護者へも働きかけを進める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること(救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、学校外など周りから見えないところで続いたり、態様を変えて行われていたり、さらにいじめを受けた子どもの心の傷がなかなか癒えないこともあるので、継続して見守り、十分な注意を払う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・人権教育、生徒指導、特別の教科道徳等の校内研修会において、常にいじめという観点を逃さず、児童の目線に沿った研修を進める。
- ・いじめ事案対処に関する校内研修

イ 実施時期

- ・4、8月に校内研修を実施し、教職員の資質能力の向上に努める。
- ・5月から毎月1回、「生徒指導の実践上の4つの視点」を生かした授業づくりを意識した授業研究を実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協働の取組

- ・各懇談会では、必ず人権・いじめ防止の視点を加えた話になるようにする。
- ・各種おたよりに、人権に関わることや児童の活躍していた事例をあげていく。
- ・双方の児童の人権を守りつつも、いじめの事案に関わる必要な正しい情報を保護者間で共有する。
- ・専門家の意見を聞いたり、実際に同席してもらったり、必要に応じた体制を組んでいく。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害であり、時には犯罪にもなり得る。重大事態が発生した場合は京都市教育委員会へ報告し、対応等について協議する。
被害児童の心のケアを最優先課題とし、事態の改善に向けて全校的に取り組まなければならない。

(重大事態とは・・・)

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・いじめの事実の有無の確認を行い、事実の確認をし、時系列で記録に残す。
- ・学級や学年だけではなく、全校的な観点で対応を進めていく。
(「いじめ対策委員会」「ケース会議」等)
- ・今後の約束事については、教職員や保護者等、複数が一緒になって確認する。
- ・加害児童についても、いじめを行うに至った心的な側面を探り、「悪者」で終わらせないように改善への道筋をイメージする。
- ・SSWと連携し心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極 的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	・「学校のきまり」の確認 ・体制づくり ・生徒指導研修 「生徒指導の実践上の4つの視点」について ・生徒指導委員会（いじめ対策委員会を含む） ・「学校いじめの防止等基本方針」についての共通理解 ・児童の実態についての全教職員での共通理解	・「生徒指導の実践上の4つの視点」を要とした校内研究の計画 ・つながりの日 ・つながり目標（学級人権目標）の策定 ・6年修学旅行	教育相談（随時）	学級懇談会の中で保護者啓発 各種おたより
5	・生徒指導委員会	・1年生とつながろう会 ・つながりの日 ・家庭訪問週間	教育相談（随時） いじめに関する 記名式アンケート①	朝会で校長から啓発 各種おたより 「学校いじめの防止 等基本方針」公表 (HP)
6	・生徒指導委員会	・性教育月間として性教育の授業を保護者、地域に公開 ・つながりの日 ・つながりタイム ・学習発表会 ・先生と話そう月間	学校アンケート① クラスマネジメントシート① 教育相談（随時）	各種おたより
7	・生徒指導委員会（学校いじめ防止プログラムの見直し） ・生徒指導研修会（記名式アンケート結果情報共有）	・つながりの日 ・つながりタイム ・個人懇談会	児童アンケート 教育相談（随時）	各種おたより 個人懇談会
8	・生徒指導研修会 ・情報モラル教育研修会		教育相談（随時）	各種おたより
9	・生徒指導委員会	・つながりの日 ・つながりタイム ・道徳教育月間として道徳の授業を保護者、地域に公開	教育相談（随時）	各種おたより 自由参観 学校運営協議会（学校評価）
10	・生徒指導委員会	・つながりの日 ・つながりタイム ・運動会 ・5年山の家	教育相談（随時） いじめに関する 記名式アンケート②	各種おたより 学校アンケート結果 (家庭配布・HP)

11	・生徒指導委員会 ・児童の実態把握と生徒指導の共通理解	・先生と話そう月間 ・つながりの日 ・つながりタイム	学校アンケート ② クラスマネジメ ントシート② 教育相談（随時）	各種おたより
12	・生徒指導委員会（学校いじめ防止プログラムの見直し） ・生徒指導委員会（記名式アンケート結果情報共有）	・つながりの日 ・つながりタイム ・人権集会 ・個人懇談会	児童アンケート 教育相談（随時）	各種おたより 個人懇談会
1	・生徒指導委員会	・つながりの日 ・つながりタイム	教育相談（随時）	各種おたより
2	・生徒指導委員会 ・児童引継事項の共通理解 ・生徒指導年間反省	・つながりの日 ・つながりタイム	教育相談（随時）	各種おたより 学級懇談会 学校運営協議会（学校評価）
3	・生徒指導委員会	・つながりの日 ・つながりタイム	教育相談（随時）	各種おたより 学校アンケート結果 （家庭配布・HP）
※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。 ・「つながりの日（人権の日）」を毎月設定し、人権学活を行う。 ・「性教育月間」として年1回、地域や保護者に授業を公開する。 ・道徳科の授業を年1回以上、地域や保護者に授業を公開する。 ・「年間の取組の見直し」（PDCAサイクルの期間） ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・「校内研修」 ・「未然防止の取組」（学年又は全校の取組） ・「個別面談」「教育相談」 ・実態に応じ随時「いじめに関する無記名式アンケート」を実施する。				

※予定を変更する場合があります。

イ いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応 フローチャート

